

平成 30 年度 彩の国ふれあいボッチャ大会

(第 31 回県民総合体育大会 兼 第 17 回埼玉県障害者スポーツ大会)
実施要項

1 目 的

- ・ボッチャを通して、障がいのある人の体力維持、健康増進ならびに社会参加の促進を図る。
- ・ボッチャ愛好者が集い交流を深めることで、ボッチャ競技の普及を図る。

2 主 催

埼玉県 埼玉県教育委員会 公益財団法人埼玉県体育協会
一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

3 運 営

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会 埼玉県ボッチャ協会

4 協 力 (予定)

埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会ほか

5 日 時 (予定)

平成 30 年 12 月 15 日 (土) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

- ①受付 9 : 0 0
- ②開会式 9 : 4 0
- ③競技開始 1 0 : 3 0
- ④競技終了 1 7 : 0 0 ※参加チーム数によって前後する可能性があります。

6 会 場

熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム体育館
〒360-0004 埼玉県熊谷市上川上 300
TEL: 048-526-2004

<交通機関>

★JR 高崎線熊谷駅から約 3.5km

J R 熊谷駅 (北口) から国際十王バス 3 番乗り場

【くまがやドーム行き】乗車→【くまがやドーム】下車

7 参加資格およびクラス分け

- (1)平成 30 年 4 月 1 日現在において、満 13 歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者。
ただし、中学 1 年に在学している場合は 13 歳に満たなくても参加することができる。
- (2)埼玉県に現住所を有するか、埼玉県内の学校、施設等に通学、入所、通所している者。
- (3) 1 人の人が競技部門、交流部門の両方に申し込むことはできない。

【競技部門】

- ・ボッチャの大会出場経験があり、ルールに精通している者。
- ・選手およびルールに定められているアシスタントのみで競技が可能なる者
- ・選手登録は 3 名以上 5 名までとする。

【交流部門】

- ・ボッチャの競技経験が少ない、あるいはボッチャの大会出場経験が少ない者。
- ・競技をする上で健常者による何らかの支援を必要とする者。
- ・選手登録は 3 名以上 5 名までとする。

8 競技規則

本要項に記載されている「15 本大会申し合わせ事項」および「16 競技規則の変更点に関する取扱いについて」に定める以外は「日本ボッチャ協会競技規則 2017-2020 v.2」を適用する

※競技規則については、以下のホームページでルールをご確認ください。

<http://www.japan-boccia.net/ボッチャ競技規則 2020v2.pdf> (日本ボッチャ協会)

9 競技方法

【競技部門】

- ・チーム戦（3人1組）を行う。
- ・予選リーグ戦を行い、各グループの上位チームによる決勝トーナメント戦で順位を決定する。
ただし、申し込み状況により変更することがある。
- ・競技規則に則って競技を実施する。ただし競技規則で今年度変更になった点についての反則は、口頭での注意のみを行い、リトラクション（除去）やペナルティボールは取らない。

【交流部門】

- ・チーム戦（3人1組）を行う。
- ・選手の支援を目的として、介助者がスローイングボックスに入ることができる。（選手1名につき介助者は1名までとする）
- ・1名までなら健常者が選手として競技に参加することができる。
- ・原則としてルールに則って競技を実施するが、反則については指摘のみを行い、ペナルティボールは取り扱わない。

10 表彰

競技部門の1位から3位までに賞状・メダルを授与する。

交流部門については順位決定および表彰は行わないが、参加した全チームに参加証を授与する。

11 申込方法は

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会（大会事務局）に平成30年11月12日（月）必着でお申し込みください。

申込み・問合せ先（大会事務局）

一般社団法人 埼玉県障害者スポーツ協会

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

電話：048-822-1120

FAX：048-822-1121 *FAXにてお申込みの場合は、確認の電話をお願いします。

E-mail：2004@sainokuni-sasa.or.jp

12 参加費用

- ・競技部門：1チーム 1,000円
- ・交流部門：1チーム 600円

13 出場者の注意事項

- (1)ボール以外の競技用具（ランプ等）の貸し出しは行わない。また、ランプアシスタントをはじめとした選手介助者についても主催者側では用意しない。
- (2)マイボールを使用したい場合は、招集時に審判に申告すること。

14 その他の事項

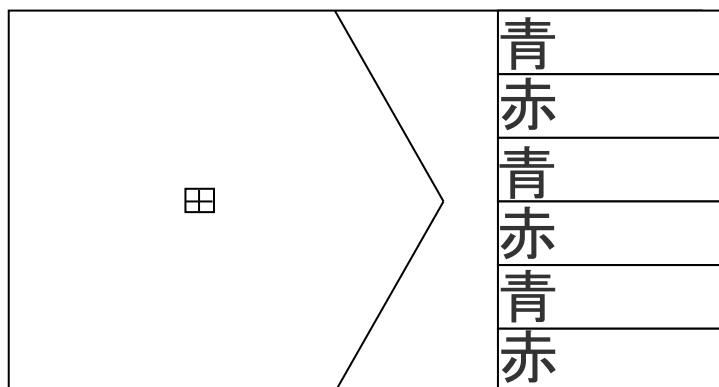
(1) 保険について

主催側で傷害保険（会場内のみ適用）に一括加入しますが、万が一の場合、会場内においては応急の処置しか対応できないため、自己の責任において安全には十分注意してください。

- (2) 参加時の服装等
服装は運動に適したものを着用してください。また、上履き、タオル、昼食その他必要なものは、各自で用意してください。
ただし、下肢装具を装着している場合は靴の汚れを落としてご入場ください。
- (3) 健康管理
自己の責任において競技に参加してください。
競技前後又は競技中に、健康状態が悪化したときは速やかに審判に申し出てください。
- (4) 会場内での飲食等
会場内での飲食等は、定められた場所でのみ行ってください。また、場内の施設、器具、備品を破損しないように注意し、会場の美化に努めてください。
- (5) 当日、主催者が許可した報道機関により撮影が行われ、それらが放映あるいは、新聞、冊子等に写真が掲載されることがあります。また、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会、埼玉県ボッチャ協会のホームページ、会報等に掲載されることがありますので、あらかじめご了承ください。

15 大会申し合わせ事項

- (1) 1 試合 2 エンドとする。
- (2) ジャックボールの投球時間を含めて、1 チームの持ち時間は 5 分とする。
- (3) ウォームアップボールは行わない。
- (4) ジャックボールはチームの誰が投げても良い。
- (5) 2 エンド終了の時点で同点の場合は、1 球のみのタイブレイク（ファイナルショット）を行う。
- (6) 競技部門・交流部門ともに、以下の図のコートを使用する。



16 競技規則の変更点に関する取扱いについて

- (1) ランプを使用する選手が投球する際、以下①～④の場面では必ずランプをスイング（ブレイク）しなければいけない。
 - ①ジャックボールが渡されてから投球するまでの間
 - ②ペナルティボールの際、ボールが渡されてから投球するまでの間
 - ③タイブレイクの際、投球の指示があってからボールを投球する前
 - ④コートに見に入った後に、ランプの選手が投球するまでの間
 今大会では、ランプの選手が上記を実施しなかった場合は口頭での注意のみとし、競技規則通りの反則として取り扱わない。なお、交流部門については、④の場面ではランプを動かさなくても良いものとする。
- (2) 1 エンドが終了した後、1 分以内に 2 エンドを開始する準備を終えてなければいけない。ただし今回の大会では、1 分以内に準備を終えていない場合でも反則は取らず、口頭注意のみとする。
- (3) 試合中、ペナルティの反則があった場合は、競技規則通り 1 球のペナルティスローを実施する。